

第 21 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都江東区豊洲2丁目2番18号
豊洲シビックセンター ホール 5階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

産業を支える、未来を動かす。

 **日本コークス工業**

証券コード：3315

証券コード 3315
(発送日) 2024年6月 7日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月31日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲3丁目3番3号
日本コークス工業株式会社
代表取締役社長 松 岡 弘 明

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使に際しましては、「議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|---------------|---|
| 1 日 時 | 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2 場 所 | 東京都江東区豊洲2丁目2番18号 豊洲シビックセンター ホール 5階 |
| 3 目的事項 | 報告事項 1. 第21期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第21期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役2名選任の件 |

本総会の招集に際しては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、事業報告等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。電子提供措置事項は、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

| | | |
|---|---|---|
| 当社ウェブサイト | https://www.n-coke.com/ir/stock_shareholders.html |  |
| 株主総会資料掲載ウェブサイト | https://d.sokai.jp/3315/teiji/ |  |
| 東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) | https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本コークス工業」又は「コード」に当社証券コード「3315」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。) |  |

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告の業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要
 - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

■ 株主総会資料 電子提供制度について

当社は、2023年3月に開始された株主総会資料の電子提供制度に基づき、本招集ご通知の記載内容につきまして、一部の事項を除き、ウェブサイトへの掲載をいたしております。

次回以降の株主総会において、株主総会資料のすべての内容（※）について書面でのお受け取りを希望される株主さまは、当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社へお問い合わせいただき、書面交付請求を行ってくださいますようお願い申し上げます。

（※）法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求を行った株主さまに提供する書面に記載しないものとする事項を除きます。

なお、2025年6月開催予定の当社定時株主総会の資料を書面でお受け取りいただくには、2025年3月31日までに書面交付請求を完了していただく必要がございます。

<株主名簿管理人>

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

専用ダイヤル：0120-533-600

電子提供制度および書面交付請求に関する特設サイト：

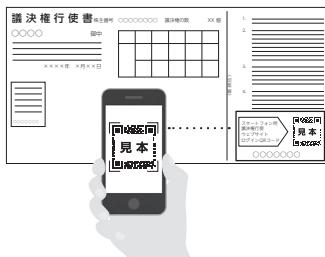
<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

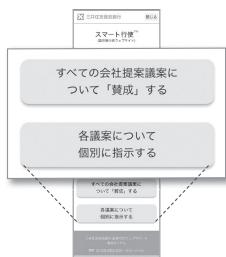
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

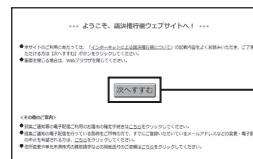
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

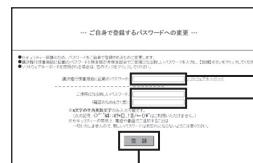
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する基本方針につきましては、株主の皆さまへの還元ならびに将来の安定的な収益基盤確立のために必要な投資や財務体質強化のための内部留保について、業績および財務の状況を総合的に勘案したうえで適切に配分することといたしております。

株主の皆さまへの利益還元につきましては、上記の方針に加えて、継続的且つ長期安定的な配当を実施することが重要な課題であると認識しております。

当期の期末配当につきましては、これら基本方針を踏まえながら当期の業績を勘案した結果、1株あたり3円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

| | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 配当財産の種類 | 金銭 |
| 2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額 | 普通株式 1株につき金 3円 総額 873,075,270円 |
| 3. 剰余金の配当が効力を生ずる日 | 2024年6月28日 |

第2号議案

取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役6名全員が任期満了となります。
 つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における現在の地位 | 属性 |
|-------|------------------------|-------------|----------|
| 1 | まつ おか ひろ あき 松 岡 弘 明 | 代表取締役社長 | 重任 |
| 2 | もり しゅんいち ろう 森 俊一郎 | 常務取締役 | 重任 |
| 3 | は だ の やす ひこ 波多野 康 彦 | 常務取締役 | 重任 |
| 4 | とく なが なお ゆき 徳 永 直 之 | 社外取締役 | 重任 社外 |
| 5 | みや うち なお たか 宮 内 直 孝 | — | 新任 社外 独立 |
| 6 | もり じり よし お 森 尻 善 雄 | — | 新任 社外 独立 |

重任 重任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者
番号

1

まつ おか ひろ あき
松岡弘明

重任

生年月日
1960年8月31日生 満63歳

取締役会出席回数
13回／13回

所有する当会社の株式の数
124,875株

略歴および当社における地位

1985年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社
2011年4月 同社棒線事業部室蘭製鐵所総務部長
2014年4月 新日鐵住金株式会社（現日本製鐵株式会社）
棒線事業部棒線営業部長
2016年4月 同社執行役員棒線事業部長
2019年4月 日本製鐵株式会社
常務執行役員大阪支社長
2021年4月 同社執行役員 社長付
当社顧問
2021年6月 当社取締役副社長
2022年4月 当社代表取締役社長（現任）

当社における担当および重要な兼職の状況

代表取締役社長

〔取締役候補者とした理由〕

松岡弘明氏は、2021年6月に取締役副社長に就任して以来、製鉄会社での業務およびマネジメント経験に基づいて経営に従事し、2022年4月からは代表取締役として当社グループの先頭に立って経営を指揮しており、同氏を引き続き取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番号

2

もり しゅんいちろう
森俊一郎

重任

生年月日
1960年9月20日生 満63歳

取締役会出席回数
10回／10回

所有する当会社の株式の数
105,649株

略歴および当社における地位

1983年4月 三井鉱山株式会社（現当社）入社
2004年8月 当社コールチェーン事業本部本店コース部長
2008年6月 当社経営企画部担当部長
2010年4月 当社燃料部部長
2013年4月 当社執行役員コース部長
2016年6月 当社取締役コース部長
2020年6月 当社常務執行役員コース部長
2021年6月 当社常務執行役員
2023年6月 当社常務取締役（現任）

当社における担当および重要な兼職の状況

常務取締役（リスクマネジメント室、カーボンニュートラル推進室、人事・総務部、九州事務所担当）

〔取締役候補者とした理由〕

森俊一郎氏は、2023年6月に取締役に就任して以来、長年にわたって当社の中核事業であるコース事業をけん引してきた経験や、経営企画や人事・総務を含む豊富な統括経験に基づき、当社の経営マネジメントを担っているため、同氏を引き続き取締役として選任することが適任であると判断いたしました。

候補者
番号

3

はだの やす ひこ
波多野 康彦

重任

生年月日

1960年5月2日生 満64歳

取締役会出席回数

10回/10回

所有する当会社の株式の数

67,049株

略歴および当社における地位

1984年4月 住友金属工業株式会社入社
2007年4月 株式会社住友金属小倉製造・技術本部銑鋼部製銑部長
2010年4月 住友金属工業株式会社鋼板・建材カンパニー製銑部長
2012年10月 新日鐵住金株式会社鹿島製鐵所製銑部長
2013年4月 同社大分製鐵所製銑部長
2016年6月 当社執行役員北九州事業所副所長
2017年6月 当社取締役北九州事業所長
2020年6月 当社常務執行役員北九州事業所長
2021年6月 当社常務執行役員コークス事業部長
2023年6月 当社常務取締役コークス事業部長（現任）

当社における担当および重要な兼職の状況

常務取締役（コークス事業部長）

〔取締役候補者とした理由〕

波多野康彦氏は、2023年6月に取締役に就任して以来、長年にわたる製鐵所での経験から、当社北九州事業所の指揮統括を経て、コークス事業部長として当社の中核事業であるコークス事業をけん引してきた経験に基づき、当社の経営マネジメントを担っているため、同氏を引き続き取締役として選任することが適任であると判断いたしました。

とく なが なお ゆき
徳 永 直 之

重任 社外

生年月日
1972年12月11日生 満51歳

取締役会出席回数
13回/13回

所有する当会社の株式の数
0株

略歴および当社における地位

1995年4月 住友商事株式会社入社
2008年9月 同社炭素部参事
当社コースス部コース営業グループリーダー
2010年6月 米国住友商事炭素・鉄鋼原料ユニット長
2015年4月 住友商事株式会社炭素部炭素製品チームサブリーダー
2016年4月 同社炭素部参事
住商CRM株式会社取締役
2018年10月 同社炭素部業務・開発チームリーダー
2020年6月 当社社外取締役（現任）
2022年4月 住友商事株式会社炭素部長
2024年4月 住友商事株式会社炭素ユニット長（現任）

当社における担当および重要な兼職の状況

住友商事株式会社炭素ユニット長

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

徳永直之氏は、住友商事株式会社炭素ユニット長であり、資源・エネルギーに関する豊富な知見を有しており、特に市場や産業構造を踏まえた会社の経営戦略について、これまで同様に専門的な立場から監督、助言いただくことが期待されるため、同氏を引き続き社外取締役として選任することが適切と判断いたしました。

なお、同氏は2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において社外取締役に選任され、就任しており、同氏の再任が承認された場合、同氏の在任年数は4年となります。

候補者
番号

5

みや うち なお たか
宮内直孝

新任 社外 独立

生年月日

1958年1月30日生 満66歳

所有する当会社の株式の数

0株

略歴および当社における地位

- 1981年4月 株式会社日本製鋼所入社
- 2006年4月 同社広島製作所樹脂加工機械部 部長
- 2011年4月 同社広島製作所副所長（生産・技術担当）
- 2013年4月 同社執行役員 広島製作所長
- 2015年4月 同社常務執行役員 産業機械事業部副事業部長
（機械事業ユニット長）
- 2016年4月 同社常務執行役員 特機本部管掌・機械事業部長
- 2016年6月 同社取締役常務執行役員
- 2017年4月 同社代表取締役社長
- 2022年4月 同社取締役
- 2022年6月 同社相談役（現任）

当社における担当および重要な兼職の状況

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

宮内直孝氏は、長年にわたり産業機械事業分野に携わっており、製造・開発や製造現場の管理・運営などの豊富な経験があることに加え、会社経営者としての高い見識を持ち合わせていることから、特に技術的な知見および当社とは独立した立場からの当社の経営全般の監督、助言いただくことが期待されるため、同氏を社外取締役として選任することが適切と判断いたしました。

もり じり よし お
森 尻 善 雄

新任 社外 独立

生年月日

1960年11月6日生 満63歳

所有する当会社の株式の数

0株

略歴および当社における地位

- 1983年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
- 2013年4月 同行執行役員 東京東法人営業本部長
- 2014年4月 同行執行役員 東日本第一法人営業本部長
- 2015年5月 株式会社ヒューマン・インベントリー顧問
- 2015年5月 株式会社フィナンシャル・キャリア顧問
- 2015年6月 株式会社ヒューマン・インベントリー
代表取締役社長
- 2015年6月 株式会社フィナンシャル・キャリア
代表取締役社長
- 2019年5月 室町ビルサービス株式会社顧問
- 2019年6月 同社代表取締役社長
- 2023年6月 同社代表取締役会長（現任）※
- 2023年6月 株式会社ヒューマック代表取締役社長（現任）※

当社における担当および重要な兼職の状況

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

森尻善雄氏は、長年にわたる銀行での業務および数社にわたる会社経営の経験と実績から、経営に関する豊富な知見を有しており、特に金融の視点から長期を見据えた経営戦略について専門的に監督、助言いただくことが期待されるため、同氏を社外取締役として選任することが適切と判断いたしました。

※森尻善雄氏は、2024年6月28日をもって、室町ビルサービス株式会社の代表取締役会長および株式会社ヒューマック代表取締役社長を退任される予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 徳永直之、宮内直孝および森尻善雄の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 住友商事株式会社は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）であり、徳永直之氏は同社から、過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後受ける予定であります。同氏の同社における地位および担当につきましては、略歴に記載のとおりであります。
4. 徳永直之氏は、会社法第427条第1項の規定により、同氏が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
- また、宮内直孝および森尻善雄の各氏の選任が承認された場合には、両氏との間で本契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償することとしております。松岡弘明、森俊一郎、波多野康彦および徳永直之の各氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
- また、宮内直孝および森尻善雄の各氏の選任が承認された場合には、両氏との間で本契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約においては、株主代表訴訟、第三者訴訟および会社訴訟に対する取締役、監査役および執行役員の損害賠償責任のうち被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用に関する損害が填補されることとなります（ただし、故意または重過失に起因する場合を除く）。各候補者の選任および再任が承認された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 宮内直孝および森尻善雄の各氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、両氏の選任が承認された場合、東京証券取引所所有証券上場規程第436条の2の規定に基づき、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 宮内直孝氏が株式会社日本製鋼所の代表取締役社長として在任中でありました2022年2月、法令および定款に違反する行為ではありませんが、同社子会社において製品の品質検査における不適切行為があり、独立の特別調査委員会により調査および報告がなされています。

第3号議案**監査役3名選任の件**

本総会終結の時をもって、現任監査役3名全員が任期満了となります。
つきましては、社外監査役2名含む監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における現在の地位 | 属性 |
|-------|------|-------------|----------|
| 1 | 伊藤親治 | 常勤監査役 | 重任 |
| 2 | 渡邊崇 | 社外監査役 | 重任 社外 |
| 3 | 櫻田修一 | 社外監査役 | 重任 社外 独立 |

重任 重任監査役候補者 **社外** 社外監査役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

いとう しんじ
伊藤 親 治

重任

生年月日

1962年7月4日生 満61歳

取締役会出席回数

10回／10回

監査役会出席回数

12回／12回

所有する当会社の株式の数

28,080株

略歴および当社における地位

- 1986年4月 三井鉱山株式会社（現当社）入社
- 2002年4月 当社経理部会計グループリーダー
- 2007年4月 当社経理部副部長兼会計グループリーダー
- 2012年8月 当社経営管理部決算グループリーダー
- 2017年5月 有明機電工業株式会社総務部長
- 2019年6月 同社取締役総務部長
- 2020年9月 当社経営管理部副部長
- 2021年12月 当社人事・総務部副部長兼リスクマネジメントグループリーダー
- 2022年4月 当社理事人事・総務部副部長兼リスクマネジメントグループリーダー
- 2022年6月 当社理事リスクマネジメント室長
- 2023年6月 当社常勤監査役（現任）

当社における地位および重要な兼職の状況

常勤監査役

〔監査役候補者とした理由〕

伊藤親治氏は、2023年に常勤監査役に就任し、長年の経理部門での経営管理に関する豊富な業務経験や知見およびリスクマネジメント部門において培った、内部統制や監査に関する幅広い見識を活かした適切な指摘や意見により、業務執行の適正性を確保に努めていることから、引き続き監査役として選任することが適任であると判断し、監査役候補者といいたしました。

候補者
番号

2

わた なべ たかし
渡 邊 崇

重任 社外

生年月日
1968年12月2日生 満55歳

取締役会出席回数
13回/13回

監査役会出席回数
15回/15回

所有する当会社の株式の数
0株

略歴および当社における地位

1993年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社
2007年11月 同社広畑製鐵所総務部労政・人事グループリーダー
2010年11月 同社鋼管事業部東京製造所総務グループリーダー
2012年10月 新日鐵住金株式会社（現日本製鐵株式会社）
鋼管事業部東京製造総務室長
2014年7月 同社鋼管事業部鋼管企画部鋼管企画室長
2018年4月 同社関係会社部上席主幹
2021年4月 日本製鐵株式会社関係会社部部长代理
2022年4月 同社関係会社部部长（現任）
2022年6月 当社社外監査役（現任）

当社における地位および重要な兼職の状況

当社社外監査役
日本製鐵株式会社関係会社部部长

【社外監査役候補者とした理由】

渡邊崇氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、人事や総務といった管理部門や企画に関する業務経験を積まれており、会社マネジメントに関する豊富な知見を活かし、当社の経営に反映していただいております、引き続き業務執行の適正性を確保する監査役として選任することが適切と判断し、社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は2022年6月29日開催の第19回定時株主総会において社外監査役に選任され、就任しており、同氏の再任が承認された場合、同氏の在任年数は2年となります。

候補者
番号

さくら だ しゅう いち
櫻 田 修 一

3

重任 **社外** **独立**

生年月日

1962年11月15日生 満61歳

取締役会出席回数

13回／13回

監査役会出席回数

15回／15回

所有する当会社の株式の数

0株

略歴および当社における地位

1985年4月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社
1989年3月 公認会計士登録
2000年6月 朝日アーサーアンダーセン株式会社
2003年1月 ベリングポイント株式会社（現PwCコンサルティング合同会社）マネージングディレクター
2008年1月 株式会社ヒューロンコンサルティンググループ
マネージングディレクター
2010年6月 株式会社アカウンティング・アドバイザー
代表取締役 マネージングディレクター（現任）
2020年6月 当社社外監査役（現任）

当社における地位および重要な兼職の状況

当社社外監査役
株式会社アカウンティング・アドバイザー
代表取締役 マネージングディレクター

〔社外監査役候補者とした理由〕

櫻田修一氏は、長年にわたる監査法人およびコンサルティング会社での業務経験から培った豊富な知識を当社の経営に反映していただいております。引き続き業務執行の適正性を確保する監査役として選任することが適切と判断し、社外監査役候補者としていたしました。

なお、同氏は2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において社外監査役に選任され、就任しており、同氏の再任が承認された場合、同氏の在任年数は4年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊崇および櫻田修一の各氏は、社外監査役候補者であります。
3. 日本製鉄株式会社は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）であり、渡邊崇氏は同社より過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。同氏の同社における地位および担当につきましては、略歴に記載のとおりであります。
4. 渡邊崇および櫻田修一の各氏は、会社法第427条第1項の規定により、両氏が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償することとしております。各候補者の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約においては、株主代表訴訟、第三者訴訟および会社訴訟に対する取締役、監査役および執行役員の損害賠償責任のうち被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用に関する損害が填補されることとなります（ただし、故意または重過失に起因するものを除く）。各候補者の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 櫻田修一氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしているため、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2の規定に基づき、同取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同様の届け出を行う予定であります。

第4号議案**補欠監査役2名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いいたします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における現在の地位 | 属性 |
|-------|--------------|--------------|-------------|
| 1 | ます だ 益 田 | あきら 明 | リスクマネジメント室長 |
| 2 | やま ざき 山 崎 | とも ひこ 智 彦 | — |

社外 社外監査役候補者

候補者
番号

1

ます だ あきら
益 田 明

生年月日
1963年7月11日生 満60歳

所有する当会社の株式の数
27,204株

略歴及び当社における地位

1986年4月 三井鉱山株式会社（現当社）入社
2012年1月 当社北九州事業所管理部長
2015年10月 当社人事・総務部リスクマネジメント
グループリーダー
2018年5月 当社人事・総務部総務グループリーダー
2021年4月 当社九州事務所副所長
2021年6月 当社九州事務所所長
2023年6月 当社リスクマネジメント室長（現任）

当社における地位および重要な兼職の状況

リスクマネジメント室長

〔補欠監査役候補者とした理由〕

益田明氏は、長年にわたり当社の総務・法務および内部監査部門に所属し、業務監査や内部統制に関する豊富な経験および知見を有していることから、業務の適正性を確保する監査役として適任であると判断し、補欠監査役候補者といたしました。

やま ざき とも ひこ
山 崎 智 彦

社外

生年月日

1972年12月2日生 満51歳

所有する当会社の株式の数

0株

略歴および当社における地位

| | |
|----------|---------------------------------|
| 1997年4月 | 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社） 入社 |
| 2010年1月 | 同社営業統括部輸出総括室参事 |
| 2012年10月 | 新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社） 輸出統括部主幹 |
| 2014年4月 | 同社通商総括部主幹 |
| 2016年8月 | 同社関係会社部主幹 |
| 2019年4月 | 日本製鉄株式会社関係会社部主幹 |
| 2021年4月 | 同社関係会社部上席主幹（現任） |

当社における地位および重要な兼職の状況

日本製鉄株式会社関係会社部上席主幹

〔補欠社外監査役候補者とした理由〕

山崎智彦氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、日本製鉄株式会社における関係会社管理業務経験から、業務執行の適正性を確保する監査役として適任であると判断し、補欠社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 益田明氏は、第3号議案が原案どおり承認可決された場合に監査役に選任される伊藤親治氏の補欠監査役候補者であります。
3. 山崎智彦氏は、第3号議案が原案どおり承認可決された場合に監査役に選任される渡邊崇および櫻田修一の各氏の補欠社外監査役候補者であります。
4. 日本製鉄株式会社は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）であり、山崎智彦氏は同社より過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。同氏の同社における地位および担当につきましては、略歴に記載のとおりであります。
5. 山崎智彦氏が社外監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償することとしております。各候補者が監査役に就任した場合には、当社と同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約においては、株主代表訴訟、第三者訴訟および会社訴訟に対する取締役、監査役および執行役員の損害賠償責任のうち被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用に関する損害が填補されることとなります（ただし、故意または重過失に起因する場合を除く）。各候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

《ご参考》

取締役および監査役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

- ・第2号議案および第3号議案が承認された場合の取締役および監査役の専門性と経験は、次のとおりであります。

| 役職・氏名 | | スキル | 性別 | 経営経験 | グローバル ビジネス | 財務・会計 | 法務・ コンプライアンス | 営業・ マーケティング | 技術に 関する知見 |
|-------------|-------------|--------|----|------|---------------|-------|-----------------|----------------|--------------|
| 取 締 役 | 代表取締役 社長 | 松岡 弘明 | 男性 | ● | | | ● | ● | ● |
| | 常務取締役 | 森 俊一郎 | 男性 | ● | ● | | ● | ● | |
| | 常務取締役 | 波多野 康彦 | 男性 | ● | | | | ● | ● |
| | 社外取締役 | 徳永 直之 | 男性 | | ● | | | ● | ● |
| | 社外取締役 | 宮内 直孝 | 男性 | ● | ● | | | | ● |
| | 社外取締役 | 森尻 善雄 | 男性 | ● | | ● | | ● | |
| 監 査 役 | 常勤監査役 | 伊藤 親治 | 男性 | | | ● | ● | | |
| | 社外監査役 | 渡邊 崇 | 男性 | | ● | ● | ● | | |
| | 社外監査役 | 櫻田 修一 | 男性 | ● | | ● | ● | | |

社外役員の独立性判断基準

当社取締役会が、当社における社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という。）が独立性を有すると判断するためには、当該社外役員が、以下のいずれの基準にも該当しないものでなければならぬ。

1. 過去3事業年度において、当社および当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（※1）またはその業務執行者（※2）
 2. 過去3事業年度において、当社グループの主要な取引先に該当する者（※3）またはその業務執行者
 3. 現在または過去3事業年度において、当社の大株主（※4）もしくはその業務執行者、または当社が大株主となっている者の業務執行者
 4. 現在または過去3事業年度において、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている（※5）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 5. 現在または過去3事業年度において、当社グループの主要な借入先に該当する者（※6）またはその業務執行者
 6. 当社グループが多額の寄付（※7）を行っている先またはその出身者
 7. 次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等以内の親族
 - (1) 1から6に該当する者
 - (2) 当社グループの業務執行者
- ※1 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の年間連結売上高の2%以上の支払を、当社グループから受けた者をいう。
- ※2 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人をいう（以下同じ）。
- ※3 「当社グループの主要な取引先に該当する者」とは、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループに対して行った者をいう。
- ※4 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
- ※5 「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、過去3事業年度の平均で、役員報酬以外に、個人である場合には、年間1,000万円を超え、当該個人が所属する法人、団体等である場合には、当該団体の売上高または総収入額の2%または1,000万円のいずれか高い額を超える金銭その他の財産を当社グループから得ていることをいう。
- ※6 「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループの連結借入額が、連結総資産の2%を超える者をいう。
- ※7 「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える寄付金をいう。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等による回復基調が続きましたが、中国経済の減速やウクライナ・中東地域をめぐる情勢、世界的な金融引締めなどにより、当期後半には足踏みもみられました。

このような状況のもと、当社グループの業績は、主力のコークス事業において、前期に比べ原料炭市況が下落したことに伴う販売価格のダウン、2Aコークス炉更新工事の実施やコークス炉の設備トラブルによる生産・販売数量の減少などにより、当期の連結売上高は、1,351億5千2百万円（前期比389億9百万円減少）となりました。

損益面では、コークス事業において、客先ポートフォリオの見直し（輸出から国内販売への販売先シフト）などにより黒字転換したこと、燃料・資源リサイクル事業および総合エンジニアリング事業が前期に引き続き増益となったことにより、連結営業損益は、43億9千万円の営業利益（前期は3億9千7百万円の営業損失）、連結経常損益は、36億4千万円の経常利益（前期は7億5千2百万円の経常損失）となりました。

特別損益につきましては、固定資産売却益などによる特別利益2億4千4百万円に対し、固定資産除却損などにより、特別損失11億5千7百万円を計上いたしました。

これより、法人税等を差し引き、親会社株主に帰属する当期純損益は、18億9千8百万円の純利益（前期は10億7千5百万円の純損失）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

コークス事業

コークス事業につきましては、2Aコークス炉更新工事による1炉団休止の影響およびコークス炉の設備トラブルによる生産数量減少などにより、当社グループの販売数量が、116万9千トンと前期比31万4千トンの減少となったことから、売上高についても、減収となりました。

一方、利益につきましては、上述の減産等によりコークス製造コストが悪化したものの、客先ポートフォリオの見直しなどにより増益となりました。

この結果、コークス事業の連結売上高は、838億4千1百万円（前期比264億1百万円減少）となり、連結営業損益は、1億1百万円の営業利益（前期は38億8千万円の営業損失）となりました。

燃料・資源リサイクル事業

燃料・資源リサイクル事業につきましては、当社グループの販売数量は、111万3千トンと前期比2万1千トンの増加となりましたが、売上高については、主に一般炭市況が下落したことにより、減収となりました。

一方で、利益については、利幅の拡大等により増益となりました。

この結果、燃料・資源リサイクル事業の連結売上高は、387億9千8百万円（前期比129億6千9百万円減少）となり、連結営業利益は、37億2千5百万円（前期比4億8千2百万円増加）となりました。

総合エンジニアリング事業

総合エンジニアリング事業につきましては、化工機事業において、前期受注高の増加による期首受注残高の増加などにより、増収となりました。

この結果、総合エンジニアリング事業の連結売上高は、88億3千万円（前期比6億7千1百万円増加）となり、連結営業利益は、16億4千5百万円（前期比3億6千9百万円増加）となりました。

その他

その他の事業につきましては、運輸荷役事業において、取扱数量の減少などにより、減収となりました。

この結果、その他の事業の連結売上高は、36億8千2百万円（前期比2億9百万円減少）となり、連結営業利益は、5億6千5百万円（前期比3千3百万円減少）となりました。

(単位：百万円)

| 事業の種類 | 売上高 | | 営業損益 | |
|--------------|---------|---------|--------|--------|
| | 前期 | 当期 | 前期 | 当期 |
| コークス事業 | 110,243 | 83,841 | △3,880 | 101 |
| 燃料・資源リサイクル事業 | 51,768 | 38,798 | 3,243 | 3,725 |
| 総合エンジニアリング事業 | 8,159 | 8,830 | 1,275 | 1,645 |
| その他 | 3,891 | 3,682 | 598 | 565 |
| 全社 | — | — | △1,634 | △1,646 |
| 合計 | 174,062 | 135,152 | △397 | 4,390 |

(注) 各セグメントの売上高は外部顧客に対する売上高を表記しており、セグメント間の内部売上高または振替高は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は、115億5千4百万円であり、その主なものは、当社北九州事業所の2Aコークス炉更新工事（進行中）、コークス出荷用船積設備の新設工事（完成）およびその他コークス製造設備等の維持・更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金および借入金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

コークス事業

2023年2月より北九州事業所で進行中の2Aコークス炉更新工事により、3炉団生産体制が続いているなか、下期に発生した既存コークス炉の老朽化による設備トラブルが重なり、当期の生産数量が109万2千トン（前期比39万6千トン減少）と生産面で非常に厳しい状況に置かれております。

設備トラブルに関しましては、早急な復旧に向けた対策チームを発足し、コークス炉の大規模修繕工事などを含めた安定操業に向けた取り組みを計画しております。加えて、完工後の2Aコークス炉が2024年9月より稼働開始を予定していることから、4炉団体制での生産数量の回復を図ってまいります。また、引き続きコークスの最適な生産・販売体制を構築、その他各種施策の徹底により、最大限の収益確保に努めてまいります。

燃料・資源リサイクル事業

燃料・資源リサイクル事業につきましては、燃料の調達・販売から灰処理までを一貫して取扱うビジネス体制の強みを活かし、燃料販売部門においては、既存需要家との取引維持および拡販に加え、脱炭素の対応強化により加速する需要家の燃料転換の動きに引き続き留意し、バイオマス燃料の仕入先の拡大、需要の取り込みや新規顧客の獲得に努めるとともに、当社が北九州や三池地区に保有する石炭ヤード等のインフラを最大限かつ効果的に活用した営業活動を推進してまいります。

資源リサイクル部門については、きめ細かな営業活動を行い、顧客のニーズに合った処理体制を構築することで産業廃棄物の処理・仲介数量の増加を目指してまいります。

総合エンジニアリング事業

化工機事業につきましては、カーボンニュートラルの潮流により成長が期待される電池・電子部品分野を中心に事業展開を強化したことなどにより、当期は過去最高水準の利益を達成しました。翌期はこれらの分野に加え、同事業の更なる成長に向け、粉体処理技術の高度化、また粉体市場全般に提案できる製品の開発強化を図り、受注獲得を目指してまいります。

また、海外展開においては、引き続き東アジアや欧米地域での電池・電子部品分野の案件を中心に拡販に取り組んでまいります。

産業機械事業を担う有明機電工業株式会社につきましては、機械工事・電気工事のノウハウを併せ持つ特徴を活かし、受注拡大および利益率の改善により収益拡大を図るほか、当社グループ内での連携強化に努めてまいります。

その他

運輸荷役事業を営む三池港物流株式会社につきましては、これまでに更新した港湾設備や倉庫を最大限活用し、三池港（福岡県大牟田市）における貨物取扱数量増加ならびにコスト削減を図り、収益の拡大に努めてまいります。

不動産事業につきましては、引き続き非事業用不動産の売却に加え、賃貸事業につきましても、積極的に推進してまいります。

また、遊休不動産への太陽光発電設備の設置検討などカーボンニュートラルに向けた取組みについても引き続き推進してまいります。

【カーボンニュートラルに向けた取り組み】

当社グループは、企業理念に基づき、社会の持続的な成長への貢献と企業価値の向上を目指し、積極的に社会的責任を果たすべく「2050年カーボンニュートラル」達成に向けて挑戦を続けております。

本挑戦の取り組みの1つとして、当社北九州事業所で技術開発中のCCVD※¹技術を活用したCO₂からの炭素材（カーボンナノファイバー等）製造が、2024年2月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に評価され、同機構が公募する課題設定型助成事業※²に採択されました。

当社が開発するCCVD技術はコークス製造時に発生するCO₂を回収・使用することで、CO₂の排出量の削減が可能なことから、カーボンニュートラルの実現に貢献する技術です（2030年削減目標：5千トン）。また、通常の炭素材製造プロセスとは異なり、コークス炉ガス中に含まれる水素等を材料として活用する独自の方法であることから、従来の製法に比べ、炭素材を安価に製造することが可能となります。製造した炭素材は、自動車業界でニーズのある電池の導電材や、タイヤの材料であるカーボンブラック等への利用が期待されています。

詳細につきましては、当社ホームページも併せてご参照ください。

※¹ Catalytic Chemical Vapor Deposition

触媒気相蒸着（触媒を用いて気体中の化学物質を基板上に沈着させるプロセス）

※² NEDO助成事業「カーボンリサイクル・次世代火力発電等技術開発／CO₂排出削減・有効利用実用化技術開発」についてCO₂を資源として有効活用する技術であるカーボンリサイクルは、2050年カーボンニュートラルの目標実現に向けて、火力発電所の脱炭素化、素材産業や石油精製産業などの電化・水素化等で脱炭素化が難しくCO₂の排出が避けられない分野を中心に最大限活用する必要があるとされており、NEDOが実用化を前提としたCO₂利用技術の実用化技術開発に関する事業に助成を行うもの。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分 | 第18期 (2021年3月期) | 第19期 (2022年3月期) | 第20期 (2023年3月期) | 第21期(当期) (2024年3月期) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 売上高 (百万円) | 87,883 | 124,711 | 174,062 | 135,152 |
| 経常損益 (百万円) | 6,452 | 11,454 | △752 | 3,640 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損益 (百万円) | 3,968 | 7,380 | △1,075 | 1,898 |
| 1株当たり当期純損益 (円) | 13.63 | 25.36 | △3.70 | 6.52 |
| 総資産 (百万円) | 102,151 | 128,767 | 140,202 | 140,713 |
| 純資産 (百万円) | 51,106 | 57,343 | 54,277 | 56,355 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 175.61 | 197.04 | 186.50 | 193.65 |

(6) 重要な子会社の状況

(単位：百万円、%)

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|-----|-----|-------|------------------|
| 三池港物流株式会社 | 福岡県 | 100 | 100.0 | 港湾運送事業、運輸業 |
| 有明機電工業株式会社 | 福岡県 | 90 | 100.0 | 機械器具、電気機器の製造・販売 |
| 三美鉱業株式会社 | 北海道 | 15 | 100.0 | 露頭炭の採掘・販売、造林業 |
| サンテック株式会社 | 栃木県 | 20 | 100.0 | 設備・機器のメンテナンス事業 |
| サン情報サービス株式会社 | 東京都 | 40 | 100.0 | 情報処理ソフトウェアの作成・販売 |
| 日本コークス工業東北株式会社 | 宮城県 | 10 | 100.0 | コークス等の販売 |

(注) 連結子会社は上記に掲げた6社であり、持分法適用関連会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

| 事業の種類 | 事業内容 |
|--------------|--|
| コークス事業 | コークスの製造・販売 |
| 燃料・資源リサイクル事業 | 一般炭および石油コークスの仕入・販売、コールセンター事業、産業廃棄物の処理およびリサイクル |
| 総合エンジニアリング事業 | 化学装置・機器、一般産業用機器、プラントの製造・販売およびメンテナンス、機械器具設置工事・電気工事の施工 |
| その他 | 港湾運送事業、各種貨物の荷役および陸上輸送 宅地建物取引業およびその他各種サービス業 |

(8) 主要な事業所等 (2024年3月31日現在)

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------|------------|
| 本店 | 東京都江東区 |
| 北九州事業所 | 福岡県北九州市若松区 |
| 栃木工場 | 栃木県栃木市 |
| 九州事務所 | 福岡県大牟田市 |

(注) 子会社については、「(6)重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の状況

(単位：名)

| 事業の種類 | 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------------|-------|--------|
| コークス事業 | 369 | △1 |
| 燃料・資源リサイクル事業 | 37 | 0 |
| 総合エンジニアリング事業 | 337 | △3 |
| その他の | 244 | △20 |
| 全社(共通) | 35 | 0 |
| 合計 | 1,022 | △24 |

② 当社の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 503名 | △6名 | 40.4歳 | 16.7年 |

(注) 上記人員には、社外出向社員、組合専従者および休職者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-------|
| 株式会社三井住友銀行 | 9,993 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 8,716 |
| 株式会社福岡銀行 | 6,687 |
| 農林中央金庫 | 6,607 |

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,080,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 302,349,449株
- (3) 株主数 35,256名 (前期末比1,401名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

(単位：千株、%)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|--------|---------|
| 日 本 製 鉄 株 式 会 社 | 65,628 | 22.55 |
| 住 友 商 事 株 式 会 社 | 56,558 | 19.43 |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) | 22,389 | 7.69 |
| I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C | 4,877 | 1.67 |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口) | 4,357 | 1.49 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 3,772 | 1.29 |
| 日 鉄 鉱 業 株 式 会 社 | 3,000 | 1.03 |
| 株 式 会 社 商 船 三 井 | 2,513 | 0.86 |
| 三 井 金 属 鉱 業 株 式 会 社 | 2,307 | 0.79 |
| 住 友 金 属 鉱 山 株 式 会 社 | 2,307 | 0.79 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を11,324,359株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|-----------|--|
| 代表取締役社長 | 松 岡 弘 明 | |
| 常務取締役 | 森 俊 一 郎 | リスクマネジメント室、カーボンニュートラル推進室 人事・総務部、九州事務所担当 |
| 常務取締役 | 波 多 野 康 彦 | コークス事業部長 |
| 取締役 | 徳 永 直 之 | 住友商事株式会社 炭素部長 |
| 取締役 | 森 川 郁 彦 | |
| 取締役 | 和 坂 貞 雄 | |
| 常勤監査役 | 伊 藤 親 治 | |
| 監査役 | 渡 邊 崇 | 日本製鉄株式会社 関係会社部 部長 |
| 監査役 | 櫻 田 修 一 | 株式会社アカウンティング・アドバイザー 代表取締役 マネージングディレクター |

- (注) 1. 取締役徳永直之、森川郁彦および和坂貞雄の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役渡邊崇および櫻田修一の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役清水昭彦、鹿毛和哉および監査役岩下将弘の各氏は、2023年6月29日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
4. 取締役森俊一郎および波多野康彦の各氏は、2023年6月29日開催の第20回定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。
5. 監査役伊藤親治氏は、2023年6月29日開催の第20回定時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。

6. 常勤監査役伊藤親治、監査役渡邊崇および櫻田修一の各氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役伊藤親治氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍しており、経理・財務に関する豊富な業務経験および知見を有しております。
 - ・監査役渡邊崇氏は、米国公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役櫻田修一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
7. 当社は、取締役森川郁彦、和坂貞雄および監査役櫻田修一の各氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 各社外取締役および各社外監査役の重要な兼職状況については、(6)社外役員に関する事項を併せてご参照ください。

(参考) 執行役員の状況 (2024年3月31日現在)

| 職 名 | 氏 名 | 担 当 |
|-------------|-----------|----------------|
| 常 務 執 行 役 員 | 井 伊 誠 一 郎 | 燃料・資源リサイクル事業部長 |
| 執 行 役 員 | 坂 田 竜 治 | コークス事業部北九州事業所長 |
| 執 行 役 員 | 辻 田 雅 文 | 化工機事業部長 |
| 執 行 役 員 | 内 田 浩 哉 | 経営管理部長 |

(注) 執行役員内田浩哉氏は、2023年6月29日付で執行役員に就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、概要は以下のとおりであります。

なお、決定方針は代表取締役社長、人事担当取締役および社外取締役で構成される役員人事・報酬会議にて議論および検討し、その結果に基づいて、2021年2月26日開催の取締役会において決議いたしました。

〈基本方針〉

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な成長および業績向上に対するモチベーションの向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績を反映した報酬体系とすることを基本方針とする。

〈報酬に関する事項〉

当社取締役の報酬は、金銭とし、毎年6月に年額報酬を決定し、毎月均等に支払われるものとする。

当社取締役の基準報酬は、求められる能力および責任に見合った水準を総合的に勘案して役位別に定める。

〈報酬体系に関する事項〉

非常勤（社外役員を含む。）取締役以外の取締役の報酬は、上記に定める基準報酬を基準とした業績連動報酬のみとする。

監督機能を担う非常勤（社外役員を含む。）取締役の報酬については、その職務に鑑み上記に定める基準報酬のみを支払う固定報酬とする。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は2004年3月1日開催の臨時株主総会において報酬限度額を、月額30百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）であります。

当社監査役の金銭報酬の額は2004年3月1日開催の臨時株主総会において報酬限度額を、月額5百万円と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は0名）であります。

なお、上記決議内容は、2004年3月10日に行われた企業合併に先立ち、役員の増員（取締役5名、監査役4名）に備えるために決議したものであります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は2021年2月26日開催の取締役会の委任決議に基づき、当期の各取締役の個人別の報酬額の具体的内容については、代表取締役社長松岡弘明が決定しております。

その権限の内容は、各取締役の個人別の基準報酬額の決定および各取締役の個人別の報酬額の決定であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、あらかじめ決定すべき内容について役員人事・報酬会議にて議論および検討することとし、代表取締役社長は当該議論および検討の内容を尊重のうえ、報酬額を決定し、決定した各取締役の報酬額を取締役会にて報告するという措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等について

監査役の報酬等は、役位および常勤・非常勤の別に応じた職務内容を勘案し、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により、決定しております。

⑤ 取締役および監査役に支払った報酬等の額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる役員の員数 (人) |
|-----------|-----------------|------------------|-------------|------------|-------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役 | 87 | 13 | 74 | — | 7 |
| (うち社外取締役) | (13) | (13) | (—) | (—) | (2) |
| 監査役 | 20 | 20 | — | — | 3 |
| (うち社外監査役) | (6) | (6) | (—) | (—) | (1) |

- (注) 1. 当期末現在の取締役員数は6名(うち、社外取締役は3名)であり、期末在任者のうち社外取締役1名が無報酬であります。
2. 当期末現在の監査役員数は3名(うち、社外監査役は2名)であり、期末在任者のうち社外監査役1名が無報酬であります。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬等の額の算定の基礎として、連結経常利益を指標に選定しております。

コークス事業の競争力強化による事業基盤の確立、および非コークス事業の事業基盤の強化・安定化による、多面的な利益構造の確立を目指す当社グループにおきましては、この課題に対する役員の経営および業務執行の成果を反映するため、当該指標を用いることが適切であると判断し、選定したものであります。

業績連動報酬等の額の算定におきましては、取締役の役位毎に求められる能力および責任に見合った水準を総合的に勘案して基準報酬を決定し、前事業年度の連結経常利益に応じて一定の範囲で変動させる方法を用いております。

当事業年度を含む連結経常利益の推移は1.(5)直前3事業年度の財産および損益の状況に記載のとおりであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、当該社外取締役および社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結しております。

(4) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役松岡弘明、森俊一郎、波多野康彦、徳永直之、森川郁彦、和坂貞雄の各氏および監査役伊藤親治、渡邊崇、櫻田修一の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償することとしております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約においては、株主代表訴訟、第三者訴訟および会社訴訟に対する取締役、監査役および執行役員の損害賠償責任のうち被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用に関する損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する場合は填補の対象としないこととしております。

(6) 社外役員に関する事項（2024年3月31日現在）

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役徳永直之氏は、住友商事株式会社炭素部長であり、同社は当社の主要な取引先（特定関係事業者）であります。
 - ・ 監査役渡邊崇氏は、日本製鉄株式会社関係会社部部长であり、同社は当社の主要な取引先（特定関係事業者）であります。
 - ・ 監査役櫻田修一氏は、株式会社アカウンティング・アドバイザー代表取締役マネージングディレクターであります。同社と当社の間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 氏名 | 出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----------|---|
| 取締役 徳永 直之 | <p>当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、資源・エネルギー事業に関する豊富な知見から、積極的に意見を述べました。特に、市場や産業構造の変化を踏まえた会社の経営戦略について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。</p> |
| 取締役 森川 郁彦 | <p>当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、長年にわたる金融機関での業務経験や会社マネジメントに関する豊富な知見から、積極的に意見を述べました。特に、金融の視点からESG、SDGs、長期を見据えた経営戦略について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。</p> <p>また、役員人事・報酬会議の委員として、当事業年度に開催された会議に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。</p> |
| 取締役 和坂 貞雄 | <p>当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、エネルギーや技術に関する豊富な知見から積極的に意見を述べました。特に、ESGやSDGsを含めた持続可能性を意識した経営や、製造現場の安全、予防保全等について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。</p> <p>また、役員人事・報酬会議の委員として、当事業年度に開催された会議に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。</p> |
| 監査役 渡邊 崇 | <p>当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会15回全てに出席し、会社マネジメントに関する豊富な知見から意見を述べるなど、適宜必要な発言を行いました。</p> |
| 監査役 櫻田 修一 | <p>当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会15回全てに出席し、財務・会計に関する専門的知見から意見を述べるなど、適宜必要な発言を行いました。</p> |

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

| | |
|--|----|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 63 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 63 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 64,404 | 流 動 負 債 | 68,198 |
| 現金及び預金 | 6,164 | 支払手形及び買掛金 | 20,704 |
| 受取手形 | 774 | 短期借入金 | 37,437 |
| 売掛金 | 12,887 | 未払法人税等 | 603 |
| 契約資産 | 1,106 | 契約負債 | 1,177 |
| 商品及び製品 | 12,783 | 賞与引当金 | 728 |
| 仕掛品 | 1,381 | 関係会社整理損失引当金 | 341 |
| 原材料及び貯蔵品 | 28,573 | 受注損失引当金 | 15 |
| その他 | 741 | その他 | 7,189 |
| 貸倒引当金 | △9 | 固 定 負 債 | 16,159 |
| 固 定 資 産 | 76,309 | 長期借入金 | 8,495 |
| 有形固定資産 | 70,352 | 退職給付に係る負債 | 3,034 |
| 建物及び構築物 | 8,231 | 役員退職慰労引当金 | 56 |
| 機械装置及び運搬具 | 18,378 | 環境対策引当金 | 3,514 |
| 土地 | 33,590 | 関係会社整理損失引当金 | 6 |
| 建設仮勘定 | 9,445 | その他 | 1,052 |
| その他 | 706 | 負 債 合 計 | 84,358 |
| 無形固定資産 | 424 | 純 資 産 の 部 | |
| その他 | 424 | 株 主 資 本 | 56,091 |
| 投資その他の資産 | 5,532 | 資本金 | 7,000 |
| 投資有価証券 | 1,194 | 資本剰余金 | 1,750 |
| 繰延税金資産 | 3,346 | 利益剰余金 | 48,551 |
| その他 | 1,032 | 自己株式 | △1,209 |
| 貸倒引当金 | △41 | その他の包括利益累計額 | 264 |
| 資 産 合 計 | 140,713 | その他有価証券評価差額金 | 404 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △1 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △138 |
| | | 純 資 産 合 計 | 56,355 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 140,713 |

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| 売上高 | 135,152 |
| 売上原価 | 124,587 |
| 売上総利益 | 10,565 |
| 販売費及び一般管理費 | 6,174 |
| 営業利益 | 4,390 |
| 営業外収益 | 164 |
| 保険差益 | 48 |
| 受取配当金 | 28 |
| 固定資産貸付利息 | 17 |
| 受取の利息 | 16 |
| その他 | 53 |
| 営業外費用 | 914 |
| 支払利息 | 302 |
| 環境対策引当金繰入 | 265 |
| 為替差損 | 154 |
| その他 | 191 |
| 経常利益 | 3,640 |
| 特別利益 | 244 |
| 固定資産売却益 | 232 |
| その他 | 11 |
| 特別損失 | 1,157 |
| 固定資産除却損 | 1,068 |
| 減損 | 5 |
| その他 | 84 |
| 税金等調整前当期純利益 | 2,727 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 587 |
| 法人税等調整額 | 241 |
| 当期純利益 | 1,898 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,898 |

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 57,382 | 流動負債 | 66,039 |
| 現金及び預金 | 2,242 | 買掛金 | 19,275 |
| 受取手形 | 59 | 短期借入金 | 36,855 |
| 売掛金 | 11,993 | 未払金 | 5,094 |
| 契約資産 | 1,106 | 未払法人税等 | 448 |
| 商品及び製品 | 12,349 | 契約負債 | 1,150 |
| 仕掛品 | 561 | 未払費用 | 1,893 |
| 原材料及び貯蔵品 | 28,415 | 前受り金 | 229 |
| 前払費用 | 120 | 預り金 | 310 |
| 未収入金 | 470 | 賞与引当金 | 392 |
| その他の | 63 | 関係会社整理損失引当金 | 341 |
| 固定資産 | 75,586 | 受注損失引当金 | 1 |
| 有形固定資産 | 67,486 | その他の | 45 |
| 建物 | 2,520 | 固定負債 | 14,933 |
| 構築物 | 4,019 | 長期借入金 | 8,299 |
| 機械及び装置 | 17,436 | 退職給付引当金 | 2,267 |
| 土地 | 33,597 | 環境対策引当金 | 3,514 |
| 建設仮勘定 | 9,304 | その他の | 851 |
| その他の | 609 | 負債合計 | 80,973 |
| 無形固定資産 | 313 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 302 | 株主資本 | 51,598 |
| その他の | 11 | 資本金 | 7,000 |
| 投資その他の資産 | 7,786 | 資本剰余金 | 1,750 |
| 関係会社株式 | 4,254 | 資本準備金 | 1,750 |
| 投資有価証券 | 1,033 | 利益剰余金 | 44,058 |
| 繰延税金資産 | 1,789 | 利益準備金 | 3 |
| 長期前払費用 | 395 | その他利益剰余金 | 44,055 |
| その他の | 322 | 繰越利益剰余金 | 44,055 |
| 貸倒引当金 | △9 | 自己株式 | △1,209 |
| 資産合計 | 132,969 | 評価・換算差額等 | 397 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 399 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △1 |
| | | 純資産合計 | 51,996 |
| | | 負債純資産合計 | 132,969 |

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------|
| 売上高 | 126,253 |
| 売上原価 | 117,531 |
| 売上総利益 | 8,721 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,163 |
| 営業利益 | 3,557 |
| 営業外収益 | 286 |
| 受取利息及び受取配当金 | 210 |
| 保険差益 | 48 |
| その他 | 27 |
| 営業外費用 | 931 |
| 支払環境対策引当金繰入 | 293 |
| 為替差損 | 265 |
| その他 | 154 |
| 経常利益 | 218 |
| 特別利益 | 2,911 |
| 固定資産売却益 | 222 |
| その他 | 219 |
| 特別損失 | 2 |
| 固定資産除却損 | 1,126 |
| その他 | 1,059 |
| 税引前当期純利益 | 66 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,007 |
| 法人税等調整額 | 293 |
| 当期純利益 | 223 |
| | 1,490 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

日本コークス工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 伸 啓
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 竜 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本コークス工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コークス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

日本コークス工業株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 伸 啓
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 村 竜 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本コークス工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

日本コークス工業株式会社監査役会

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 伊 | 藤 | 親 | 治 | ㊟ |
| 社外監査役 | 渡 | 邊 | | 崇 | ㊟ |
| 社外監査役 | 櫻 | 田 | 修 | 一 | ㊟ |

第21回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都江東区豊洲2丁目2番18号

豊洲シビックセンター ホール 5階



- ・東京メトロ有楽町線 豊洲駅下車 7番出口より徒歩1分
- ・新交通ゆりかもめ 豊洲駅下車 改札フロア直結



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。